

K230.1

7c

2

文學博士井上哲次郎著

再訂女子修身教科書卷二

東京 金澤文書寫株式會社

再訂女子修身教科書卷二



第一課 家政	一
第二課 友愛	二
第三課 愛憐	三
第四課 家政	四
第五課 友愛	五
第六課 交際	六

第七課 地位身分	一九
第八課 信用	二二
第九課 約束	二五
第十課 秘密	二七
第十一課 正義	三〇
第十二課 謙遜	三三
第十三課 審恕	三六
第十四課 親切	三八
第十五課 慈善	四二
第十六課 公德	四五

第十七課 公益	四八
第十八課 協同	五一
第十九課 動植物	五四
第三自然物に對する心得	
第四國家に對する心得	

第二十課 國體	五七
第二十一課 忠君	五九
第二十二課 愛國	六三
第二十三課 遵法	六七
二十四課 義勇	七〇

第五 修徳に關する心得

四

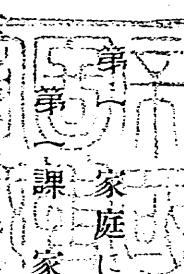
第二十五課 誠實	七三
第二十六課 堪忍	七六
第二十七課 克己	七八
第二十八課 懇獨	八二
第二十九課 自重	八四
第三十課 貞操	八七

訂再女子修身教科書卷二目次 終

訂再女子修身教科書 卷二

文學博士 井上哲次郎著

きなつかし



家庭に於ける心得

家庭に於ける心得

世界廣いとくとも、我が家ほど好きものはない。
如何ほど結構なる處に行き、如何ほど立派な
生活をなすとも、明け暮れなつかしく思ふは我
が家なり。他郷に在りて、久しぶりに我が家に歸
りたるときの嬉しさを思へ、幼き時にたちかへり

自然の情

て、母の膝に抱かるゝ心地すべし。
我が家庭は我れの生れたる處にして、又我れの成長せる處なれば之を思ひ之を慕ふは自然の情なり。人にして此の情なきは、不幸なる境遇の然らしむるものにして、恐らくは其の品性の上に缺點あるを免れざらん。

我が家庭を慕ひ、我が家庭を愛するは、善きことなり。愛國心も、其の元をたづねれば亦家庭を愛するの心に始まる。されど、吾等は、國を愛すると共に國に對して盡さざるべからざるが如く、家庭

を思ふと共に家庭に對して盡すところなかるべからず。

和家の平

家庭に對して盡すべきは、一家の平和を圖るを以て第一とす。家庭は家族の安息所にして、此に入れば苦勞も心配もなくなるといふは、一家の内常に穩かにして、此の平和に接すれば、恰も春風に冰雪のとくるが如くなるに由る。若し然らずして、家族の間に不和を生ぜんか、家庭は忽ち荒涼となり、各々不快の感を抱きて、遂に慰安を求むるに處なかるべし。されば、家族は互に親愛の情を盡し

親愛の情

て、一家全體の平和を破らざらんことを務むべし。
されど、親愛の情を盡すには、自ら法あり、平等無
差別なるべからず。父母兄弟姉妹等に對するに
は、皆それ／＼其の道を以てせざるべからず。以
下述ぶる所のもの即ち是なり。

第二課 孝道

孝行は、尋常の人の容易に爲し能はざること、
思ふべからず、又孝子は、千百人の中、唯一二人ある
のみと思ふべからず。孝行は之を爲さんと欲す

れば爲すべからざるの時あるなし。即ち孝子たらんと欲すれば、其の機會は日々之あるなり。此に由りて之を考ふれば、凡そ人として、誰か孝子となり能はざらん。

孝子の道は多しといへども、幼少の時に於ては、唯よく父母に従順なるべし。例へば書を讀め、使に行けと命ぜられたるとき、快くこれに従ひて、書を読み、使に行くは即ち孝行なり。

然れども、成長して後は、唯父母の命に従ふのみを以て、孝道を盡せりといふべからず、宜しく更に

敬愛

孝完全なる

敬と愛とを致すべし。敬とは、父母を尊びうやまひて、言語にも舉動にも禮を失はざるをいひ、愛とは、父母をいとほしみて、厚く之を養ひ、且其の心を安んずるをいふ。

されば、父母の好むところの飲食を供し、又其の起居を安樂にするとも、未だ孝道を完うしたるものといふべからず。我が身の健康を保ち、品行を慎み、徳性を養ひ、よく其の務を勵み、父母の心を安んずるを得て、始めてよく孝道を完うしたるものといふべし。殊に我が家庭を離れて修業に出づ

るものは、一層この心掛なからべからず。

若き時は、動もすれば父母の愛に押れて、孝道を怠ることなきにあらず。父母死して後、悔ゆとも遂に及ぶことなし。故に吾等は、父母生存の間に於て、出來得る限り孝行を爲さざるべからず。楊子が『孝子ハ日ヲチシム』といへるはこの意なり。

孝は、百行の本、萬善の基なり。よく孝行を爲すものは、他の百行皆よく治りて、諸々の善事自ら生ずべし。

勅語

百行の基

勅語 爾臣民父母ニ孝ニ

第三課 友 愛

義友
愛の意

兄弟姉妹は、同じ幹より出でたる枝葉の如く、共に父母の血を分けて生れたるものなれば、親子の外には、これほど親密なるものはなし。されば、兄と姉とは弟と妹とを愛し、弟と妹とは兄と姉とを敬ひ、互に仲よくすべきのみならず、善き事は之を勧め、惡き事は之を戒め、又不幸あるときは、力を盡して互に助けあふべし、之を友愛といふ。

兄弟姉妹、友愛の心篤くして、遊ぶにも、勉強する

行友
愛と孝

にも、互に仲よくし、互に助けあふときは、父母の喜び、之に過ぐるものあらざるべし。されば、兄弟姉妹の友愛に篤きは、唯各自の幸福なるのみならず、又父母の心を安んじて、孝道の一端ともなることを忘るべからず。

然るに、兄弟姉妹の間は、とかく喧嘩しやすきものにて、つまらぬ事を言ひ争ひ、又少しの事に手出しそるもの多し。甚だしきに至りては、相互の悪事を他人に向つて告ぐるものさへあり、歎かはしき事ならずや。

事戒
むべき

父母は永く此の世に在る人にあらず。父母死して後、眞に我が身の味方となるものは、兄弟姉妹に如くはなし。されば、大抵の事は互に許しあひて、常に友愛の情を盡さんことを心掛くべし。

勅語 勅語 兄弟ニ友ニ

僕婢の事情

僕婢は、我が家貧しきが故に、其の生計を助けんため、父母兄弟に離れて、他人に事ふるものなれば、之を使ふ人は、其の不幸を思ひやり、言葉をやさし掛あらまほしきことなり。

くし、寛大に取扱ひて、愛憐の情を盡すべし。雪の日やあれも人の子樽拾ひとは巧に愛憐の情を述べたる俳句なるが、僕婢を使ふものは、常に此の心掛あらまほしきことなり。

人の運命は測りがたきものにて、今日の長者も、明日の乞食となることあり、現在貧しき人も、他日富豪たらずといふべからず。若し不幸にして、我が家貧困に陥り、我れ自ら他人に事ふる身となりたらば如何。なき深き一言には涙もこぼれ、殘酷なる仕向には切歎することあるべし。若しこ

思ひやり

れを思へば、僕婢なりとて、決して虐待すべからざるの心、自ら生ぜん。總て人を使ふには、思ひやりが肝腎なり。

富家の子弟には、寝るにも、起きるにも、食事するにも、着物をきるにも、一々召使の手を煩はすのみならず、何事につけても、口ぎたなく召使を叱りつけて、自ら尊しとするものあり。是れ僕婢に對する道を誤れるのみならず、抑、又自治の精神なきものにして、斯る人は、成人の後、獨立して事を成すことを能はざるべし。

第五課 家政

女子は、早晚主婦として、繁雜なる家政を治めざるべからざるものなれば、早くより、これが心掛をなすこと肝要なり。

中にも大切なことは、子女の教養これなり。子女は、我が身、我が家、我が國の後繼者なれば、これに善良なる教育を施し、立派なる人たらしむるは、本人及び父母の爲なるは勿論、また一には國家・社會の爲なりといふべし。されば、其の教養に關する方

要經濟の必

法は詳に之を研究せざるべからず。

次に留意すべきは、經濟の道なり。凡そ子女の教養及び家庭の整理より、忠孝の道に至るまで、完全に之を盡さんには、必ず先づ其の衣食を足し、其の生計を豊にせざるべからず。況や天災地變疾病等、人生には不慮の災難あるをや。げにや人生の幸福は、多く經濟の如何にありといふべし。殊にまた文明の進むに従ひ、國の經費は益々多くなり、國民にして、之に堪ふこと能はずるときは、國家の獨立を危くするものあるをや。然らば則ち經濟の必要なること、推して知るべきなり。

されば、一家の主婦たる者は、綿密なる豫算を立て、入るを計りて出づるを制し、益なき外見の爲に、身分不相應の出費を爲すべからず。又些細の物といへども、務めて利用節約の道を講ぜざるべからず。

其の他洒掃應對、裁縫、洗濯、料理看病より、娛樂の事に至るまで、主婦の爲すべき用務實に多し。隨つて知識技能を備へ、且修養を積める婦人にならざれば、よく其の家政を治め、良妻賢母となること

用理財と節

用繁雜なる

能はざるべし、勉めざるべけんや。

一六

第二　社會に對する心得

第六課　交際

交際の利

世の進むに従ひて、交際の範圍日に月に廣くなるは、自然の勢なり。交際廣ければ、何かにつけて便利を得ること多きのみならず、人には大方何等かの長所あるものなれば、これに由りて益を受くること、また少からざるべし。故に吾等は親戚朋友の外、廣く世の人々に交りて、己れの利益を圖り、且

我が見聞を廣むをよしとす。

然れども、交際に伴ふところの弊害も亦これなきにあらず。甘言に誘はれて正道を誤るが如き、虚飾に流れ、虚榮にあこがるゝが如き、望みばかり大きくなりて、著實なる思想を失ふに至るが如き、金錢と時間を無益に費すが如き、何れも交際より生ずる弊害なり。されば、交際をなすには、朋友の選擇と同じく、よく其の性質を考へ、益を受けて害を避くるやうに注意すべし。然らざれば、却つて交際をなさざるに如かず。

交際の弊

交際の法は、朋友に對すると同じく、信實を旨とし、兼ねて禮儀を重んすべし。虛妄なれば世の信用を失ひ、無禮なれば人に譏しめられ、共に交際を完うする所以にあらず。

廣く交際をなすは、成業の上の事にして、學生たるものゝ、傲ふべき事にあらず。學生時代にありて、安に交際するときは、本業を怠るの恐あるのみならず、種々の惡弊を生ずることあり、殊に男女間の交際に就ては、弊害を生じ、世の非難を招き易ければ、最も注意せざるべからず。

第七課 地位身分

人は、人間としては萬人平等なれども、其の間に長幼貴賤の別ありて、地位身分同じからず、隨つて相互の交際には、自ら其の道を異にせざるべからず。

長者は、我れよりも年長なれば、これを尊敬せざるべからず。又たとひ年長たらずとも、経験に富み、學問に秀で、德望ありて、世に重んぜらるゝ人は、長者として之を尊敬すべきなり。長者を尊敬せ

ざるほどの者は、已れ自ら長者となりて、世の尊敬を受くること能はざるべし。然れども、長者も亦幼弱なる者に對しては、之を愛し、之を尊き、且相當の禮を盡して之を待遇せざるべからず。幼弱なりとて之を侮り、傲慢無禮なるものは、長者たるもの資格なきものといふべし。長幼序ありて始めて社會の秩序成立す。

長者道に對
する

長者に對して行ふべき例を擧ぐれば、長者我れに問ふことあらば、叮嚀に我が知れるところを答ふべく、長者我れに命ずることあらば、力を盡して

之を行ふべし。若し長者と會食することあらば、長者に先だちて飲食すべからず、長者と相伴ふことあらば、長者に先んじて歩行すべからず。若し又多人數集まれる處に長者入り來ることあらば、己れの席を譲りて、長者の下に坐すべし。長者の前にて談話をなすときは、殊に言語を慎むべし。

官吏・軍人等は、其の官職に高下の別あれども、等しく國家の要務を行ふものなれば、之に對して相當の敬意を拂はざるべからず。其の他、爵位・勳等を有する人は、國家の優待を受くる人なれば、國民

たるもの、之を尊重すべきは言ふまでもなきことなり。

第八課 信 用

人の世に立つや、信用ほど大切なものはなし。我れに信用なれば、交際せんにも人皆我れを相手にせず、商賣せんとするも人皆我が品物を買はず、又職業につかんとするも我れを周旋する人なし。かくて信用なきものは、廣き世間に頼るべき人なく、遂には同族にまで疎んぜらるゝに至るべし。

し。
之に反して信用あるときは、何れの處に行くも、人に重んぜられ、自ら求めずして、よく成功の途につくことを得べし。一文なしの人にとっても、信用さへあれば、事業を成すこと難しとせず。職務に從事する人も、信用あれば、次第に登用せらるべし。

信用は實に人を活潑するものといふべし。
不幸にして、我が國民は信用を重んぜず、取引をなすに、見本を立派にして、實物を粗惡にし、又期限に至りて、約束を實行せざる等のことあり、爲に商

一信用の第一要件

業の不振を來すこと少からず、悲しむべきかな。

信用を得るには、忠實にして人を欺かざるを第一の要件となす。世に才子と云はるゝもの間、失敗することあつて、愚直と云はるゝもの却つて遂に成功することあるは、一は其の信用の如何に由ることなり。信用は、畢竟其の人の徳義を以て基礎となす。堅實に徳義を操持すれば、必ず信用あり。信用あれば必ず成功を期すべし。されば諸子は、何事にも信用を重んじ、將來のために成功の素地を造るべし。學友を欺き、父母を欺き、教師を

欺くやうにては、到底信用を得るの見込なきものなり。

第九課 約束

信用を得るには、忠實にして、人を欺かざること最も肝要なり。又人を欺かざるは、約束を守るより大切なことはなし。人若し約束を破るとときは、先方の迷惑實に容易ならず、殊に商賣上の破約の如きは、時に數萬圓の損害を蒙らしむることさへあり。されば、一旦人と約束したる事は、たとひ我が

事ん約
束の
重
べき

合約の場

身に不利なるも、堅く之を守らざるべからず。最も普通の例を擧げて言へば、借りたる物は、期限に違はず、之を返すべし。會合を約したるときは、必ず其の時刻に違ふべからず。

然れども、約束の事柄が、到底實行すべからざるに至りたるときは、之に違ふとも、已むを得ざることなり。又其の約束が法律若くは道徳に背けることに氣づきたらば、決して之を履行すべからず、然らざれば、已れも亦法律上又は道徳上の罪人となるべし。但し前の場合に於ては、其の履行し能

はざる旨を通知し、後の場合に於ては、已れの過失を述べ、なほ出來得べくんば、先方の心得違ひをも忠告すべし。

凡そ約束をなすには、其の始に於てよく熟考する所あるべし。而して大切な約束に就ては、父母又は先輩の意見をも聞くべし。約束に背きて、義理を缺き、面目を失ふに至るは、其の始を慎まざるに由ること多し、戒めざるべけんや。

始を慎む

第十課 秘密

虚言の不徳なるは言ふまでもなし。然れども吾等は己れの知れる事は何事も明らかに他人に語るべきかといふに決して然らず。人の一身上に關する事の如きは、他人に洩すべからざること多し、殊に其の人より他言を斷られたる場合に於ては、猶更のことなり。

秘密を洩したがるは、人情の常なれど、これがため、人に意外の迷惑を及ぼすことあるものなれば、よくくく之を慎むべし。又己れの身に取りても、彼は秘密を保つこと能はざるものなりと人に知

られたらば、忽ち世間の信用を失ふに至るべし。
秘密は約束と共に、信用に大なる關係あるものなり。

他人の話を立ち聞きし、他人の手紙をのぞき見るなどは、人の好んでなす所なれども、こは甚だ善からぬことにて、其の不徳なること、秘密をあばくに異ならず。又他人の信書を開封すべからざることは、法律に於て定めらるゝ所にして、其の犯すべからざるは、言ふまでもなきことなり。其の他、學生としては、學校内の秘密を保つことも、宜しく

心得べきことなりとす。

三〇

第十一課 正義

何正義とは

やを正義

正義とは、偏頗なる心を去り、物事を公平に考へ、善を善とし、惡を惡とし、正しき道を踏んで、己れの心をまげざるをいふ。

正義を守る上に於て最も肝要なるは、他人に害を加へざることなり。人に暴行を加へ、或は人を誹り、或は人の物を奪ひ、或は斷りなくして人の物を使用し、或は拾ひたる物を我が所有となし、或は

人を害せざる事

預り物を粗末にするが如きは、正義に背ける行爲なり。各人若し此の如き我儘をなすときは、何によりてかよく社會の安寧を保つを得べき。蓋し

人皆他人の我れを害することを望むものなし。然らば則ち我れも亦他人を害すべからざるは、誠に明白なる道理ならずや。孔子曰く、己れの欲せざる所は人に施すことなかれと、眞に千古の格言といふべし。

吾等は他人を害せざると共に、他人より害を受くべからず、是れ亦正義の要求するところなり。

格言

正當防禦

若し人あり、我が身體名譽財産に害を加ふるものあるときは、正當の手段を以て之を防ぐは、少しも妨なきことなるのみならず、却つて正義を完うする所以なり。但し斯る場合に、我れは只防禦の地位に立つを以て足れりとすべし、之を機會として故らに他人に害を加ふるが如きことあるべからず。

正義の人は、富貴に諂はず、權勢に畏れず、貧弱を侮らず、公明正大なる心を以て、己れの信する所を言ひ、己れの信する所を行ふ。孟子が富貴も淫す

ること能はず貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はずといへるは、是の謂なり。

第十二課 謙遜

人と交際するには、身をへりくだりて、萬事ひかへめにすべし、之を謙遜といふ。謙遜なれば、人の感情を和らげ、交際はによりて圓滑なるを得べし。若し人々互にりきみあひて、譲るところなからんが、忽ち衝突を來し、無益の争を生ずるに至るべし。世間多くある所の喧嘩口論は、大抵謙遜の徳を守

謙遜の要

點人性の弱

らざるより起るものとす。

人は動もすれば、己れの藝能功勞・名譽・財産・門閥等にはこりたがるものなり。されど、こは人の感情を害する外、却つて己れの品位を下ぐるに過ぎず。殊に、我が身は何等の長所なきに拘らず、唯父祖の功によりて得たる財産・爵位等に誇り、傲慢なる態度を以て人に臨むが如きは、己れの無能と不徳とを自白するものにして、誠に片腹いたき事といふべし。之に反して、學徳秀で、地位・身分すぐれたる人にして、敢て自ら高ぶらず、言行すべて謙遜

なるは、誠に奥ゆかしく見ゆるものにて、人をして自ら尊敬の念を起さしむ。

謙遜の徳は、女子にとりて殊さら大切なり。然れども、謙遜を誤りて、卑屈に流るべからず。卑屈は、己れを賤しめ、人に譖ふものにして、無氣力なるの致すところなれども、謙遜は、自ら信じ、自ら重んずるところありて、而も之に誇らざるをいふ。此の別、深く注意すべし。

満ハ損ヲ招キ謙ハ益ヲ受ク。(書經)

屈謙遜と卑

義寛恕の意

人の世に立つや、己れの身を持すること謙遜なると共に、人に對して寛恕の心かるべからず。寛とはゆるやかなる意にて、恕とは人の事を思ひやるをいふ。

人は己れの短所には氣づかざれど、他人の缺點は容易に見ゆるものなり。されば、自分の事を棚に上げて、人の事のみを責めたがるが、普通一般の人情なり。されど、こは大に慎むべきことにて、吾等は已れに對しては寧ろ嚴なるべく、他人に對し

襟度宏量

ては却つて寛大ならざるべからず。若し人々互に些細の事に至るまで咎めあふときは、紛争絶ゆる間なく、社會の平和を保つに由なからべし。故に吾等は常に心を廣く持ち、人の身を思ひやりて、少しづかりの過失は、總て之を見のがすべし、是を襟度宏量といふ。よく此の如くなれば、人皆我が徳に感じて、自ら其の過を謝するに至るべし。是れ豈人を責むること嚴にして、却つて其の反抗を惹き起すに比し、はるかに優るところあるにあらずや。

恕の一字

子貢曾て孔子に、一言にして終身行ふべきものありやと問ひけるに、孔子これに答ふるに『恕の一字を以てせり。知るべし。社交上寛恕の大切なることを。蓋し徳を以て怨に報ずるは難きことなれども、吾等は務めてかゝる度量を養はざるべからず。

親切の要

第十四課 親切
世の中は正義ばかりにて済むものにあらず。
當然爲すべき事を爲し、爲すべからざる事を爲さ

ざるだけにては、なほ未だ足れりと云ふべからず。更に進んで、他人の爲に善からんことを希ひ、互に親切を盡しあひてこそ、社會生活は有り難きものなれ。諺にも「旅は道づれ世はなき」といふにあらずや。

僅の事にも、親切こもるときは、之を受くる者の身に取りて、其の喜びいかばかりぞや。例へば、人の道を尋ねたるとき懇にこれを教へ、又病に罹れるものをいたはり、不幸に苦めるものを慰め、雨に逢へるものに傘を貸し、渴したるものに水を與ふ

二三の例

親切對外する親に

るが如し。誠に些細の事なれども、盡されたる當人の感情は、蓋し言ふべからざるものあらん。事の大小に由るにあらず、全く其の人の親切に感ずるなり。

親切は、獨り同國人に對してのみならず、外國人に對しても盡さざるべからず。外國人は、なつかしき本國を離れて、言語風俗の異なる處に來り、何かにつけて不便を感じる事多きものなれば、之を思ひやりて、宜しく好意を表すべし。之を敵視し、之を輕蔑するは、文明人のなすまじきことなり。

如何ほど學問あり、身分高くとも、親切なき人は、世の同情を得ること能はず。智慧才能は稱するに足らずとも、情深き人は、人望自ら其の身に集まるべし。人は感情の動物にして、理屈のかたまりに非ざればなり。

學友の間には、互に親切を盡しあふべきこと多し。されば諸子は、機會ある毎に之をつとめ、世に出で、情深き人たらんことを期すると共に、校内よく和合して、恰も一家の如くならんことを圖るべし。

親學
切友間のりの
人
動物な
感情

第十五課 慈 善

要慈なる事

人は、他人に對して親切を盡すに止まらず、尙更に進んで、世の貧弱なるものを恵み、不幸に苦しめるものを救はざるべからず、之を慈善といふ。

人生の榮枯盛衰は、多くは各人の賢愚強弱によるものなれども、又必ずしも然らざることあり。中にも、意外の災難に遭うて、不幸なる境遇に陥り、或は廢疾不具の身となり、或は鰥寡孤獨の身となりて、生計の道を失ふものゝ如きは、罪其の人にあるものなり。

らずして、全く不運なる境遇の致す所なり。されば、志あるものは、此等の人に、あつき同情をよせて、出來得る限り之を救助すべし。彼の孤兒院、感化院、慈惠病院、赤十字社等の設けあるは、是の趣意に基づけるものなり。

然れども、慈善を行ふには、注意すべきことあり。出來得る限り、先方の身の上を調べて、金錢・物品を與へたる結果の善惡をも考ふべし。若し然らずして、妄に慈善をなすときは、徒らに恵まれたるものゝ依頼心を增長せしめ、益々之を怠惰に導くこと

き注意すべ

あるのみならず、或は累を我が身に及ぼすことあり。されば、場合によりては、金錢・物品を與ふるよりも、其の者に職業を指定し、又は之を勵まして獨立心を起さしむるを可とすることあるべし。又慈善を行ふには、己れに關係の近きものを先にし、次第に遠きものに及ぼすべし。勅語に博愛衆ニ及ホシ』とあるは、是の謂なり。

慈善は、金錢・物品の多少に由るにあらざるが故に、何人も身分相應の慈善をなさんことを務むべし。慈善の價值は、物の多少にあらずして、其の人

の心情如何にあり。されば、私利を圖らんため、又は名譽を得んために人を惠むものは、たとひ多大の財物を施すとも、謂はゆる偽善にして、慈善とは云ふべからず。

第十六課 公 德

吾等は、社會の一員として、共同生活を營む以上は、一般公衆に對する德義を守り、其の迷惑になるべき事を行ふべからず、これを公徳とはいふなり。汽車・汽船・電車等にて、己れ獨り廣き席を占めて、

他に譲らざるが如き、或は多人數群集の場所にて、人を押しのけて自ら先んずるが如き、或は往來の妨害となるべき遊戯をなすが如き、或は道路河川等に不潔物を棄て、又は場所に構はず妄に痰唾痰吐を吐くが如き、或は公衆の前にて見苦しき風をなし、又は卑猥なる談話をなすが如き、或は傳染病を隠すが如き、或は人の勉強又は安眠を妨ぐるが如き、皆これ公徳に背くことなり。其の他、公園の樹木を折り、神社・佛閣・電柱等に樂書し、圖書館の書物を汚し、鐵道・電線・道路・橋梁・堤防をそこなひ、掲示を破

るが如きは、謂はゆる公共物を傷くるものにして、何れも公徳にもとる行爲なり。學校に在りて、學友の妨となるべき事をなさず、又其の建物・校具等を大切にするは、生徒として公徳を守る所以なり。

公徳はたゞ一般公衆に迷惑をかけざるのみならず、進んで社會の利益と幸福とを圖ることをも

包含す、公益即ち是なり。公益の何たるかは、次に之を説明すべし。

西洋諸國にては、公徳頗る發達したれども、我が國人は、兎角に一身一家の爲のみを思ひ、一般公衆

の事をすべて、顧みざるもの多し、歎かはしき事ならずや。文明の程度は、公徳の發達如何によりて知るを得べし。されば吾等は、我が身の爲のみならず、又國の爲なりと思ひて、公徳の養成に務めざるべからず。

第十七課 公 益

る公
益を圖
る事

吾等が今日文明の恩澤に浴して、便利なる生活を營むことを得るは、皆これ社會の賜なり。されば吾等は、獨り我が身の利益のみを圖るに汲々た

勅語

らず、宜しく公共心を養ひて、廣く社會の利益を圖り、其の幸福を進めんことを務むべきなり。勅語に『進テ公益ヲ廣メ』とあるは、即ち是の事なり。

學校を建て、圖書館を設け、病院を開き、道路を修繕し、川をさらへ、橋をかけ、荒地を開墾し、惡疫豫防の法を講じ、有益なる書を著はし、便利なる器械・器具を發明し、慈善事業に盡力するが如きは、皆公益を廣むる所以なり。但し、公益と云ふからには、公共心によりて爲すことに限らざるを得ず。單に私利を圖らんが爲になすことは、公益の事業とは

實例

するに必要な
もの

いひ難し。

公益には大小種々あり。道路に落ちたる危険物を拾ひ棄て、田畠の害蟲を除くが如きも公益なり。されば、何人も其の心掛次第にて、公益をなしえば、何事によらず、協同の精神なかるべからず。然らずば、たとひ公共心に富めるものも、公益の事業を成し遂ぐること能はざるべし。

益學生と公

諸子は今現に修業の時代にあれば、公益を興さ

んと欲すとも、爲し得べからず、されど、諸子が今日學ぶ所のものは、他日公益を圖るについて、其の素養となるものなれば、専ら學業を勵みて、希望を將來に屬すべきなり。

第十八課 協 同

獨立自營の精神の必要なるは、言ふを待たざれども、人は社會の中に生れ、社會の中に生活するものなれば、何事によらず、協同の精神なかるべからず。獨立と協同とは、並行して毫も妨なきものな

同獨立と協

有協無同心の

り。

社會に於ける大なる事業を見よ、何れも協同の結果にあらざるもの少し。工事の大なるものは人々労力を合するに依りて成り、各種の會社は多くの資本を集むるに依りて成り、種々の團結は意見を同じうするもの相提携するに依りて成る。

協同心なきときは、人々思ひくの事をなし、到底大事を成し遂ぐること能はざるのみならず、時としては、互に其の爲す所を妨げあひて、結局共倒れとなることあり。競技の例を以ていふも、味方

得要協
なるに必

に協同心なきときは、忽ち敗北に歸すること、諸子の常に見る所ならん。之に反して、協同の心強きときは、個々の力は弱くとも、團結の力に依りて、如何なる事をも成すを得べし。而して文明の進歩に従つて、協同は益、其の必要を増すものとす。

人々協同して團體をなす以上は、よく其の團體の目的を辨へ、各、其の守るべき所を失はざらんことを要す。若し表面には協同を裝ひ、内實自己の爲のみを圖らんには、忽ち紛争を起して、四分五裂に終るべし。故に協同の實をあげんと欲せば、各

自其の心を一にせざるべからず。

學校も一種の團體なれば、協同一致の力に依らざれば、其の目的を達し、其の名譽を高むること能はず。是れ全校生徒の宜しく心得べき事なりとす。

第三 自然物に對する心得

第十九課 動植物

仁愛は、人類同胞の間にのみ限るべからず、之をおし廣めて、動物植物にまでも及ぼさるべから

す。此の如くにして、始めて眞の博愛と稱すべし。動物は、人間と同じく、生命あり、又感覺あるものなれば、慈悲の心を以て之を取扱ひ、各其の生を完うせしむべし。故なくして之を虐待し、又は必要なくして之を殺害するは、情あるものゝ爲すべき事にあらず。殊に人家に飼養せられて、それゝの用を爲すものは、言はゞ、家族も同様なれば、之に對して殘酷なるは、人情の忍びざる所ならずや。近時動物虐待防止會の設けあるは、是の趣意に出でたるものなり。

植物

生を欲し死を避くるは、獨り人間のみにあらず、禽獸蟲魚皆然らざるはなし。之を思へば、たとひ一匹の小蟲たりとも、人に害あるものにあらざる以上は、無益の殺生をなすべからず、且それ動物に對して殘酷なるほどのものは、人に對しても亦殘酷なるを免れざるべし。

植物は、動物と異なり、無感覺のものならんも、是れ亦天地の間に生を享くるものなれば、妄に之を害すべからず。用もなきに、枝を折り、芽をつむは、天然の風致をそこなふのみならず、其の人の品性

より云ふも、決して褒むべき事にあらず。

第四 國家に對する心得

第二十課 國體

國體とは、國のなりたちの謂にして、これに君主國體と民主國體との別あり。君主國體とは、君主が政治の大權を握るをいひ、民主國體とは、一般國民が政治の大權を握るをいふ。

我が國は、其の昔、初めて國を建てられしより、二千六百年間、萬世一系の天皇位に即きて、政治の大

國體の別

我が國體

權を握り給へり。世の様の移り變るに隨ひて、臣下のものども、時に政治を行ひしことありしも、其の大權は常に天皇の握らせ給ふところにして、未だ曾て天位をみだし、政治の大本を動かせしものなし。外國にては、一の君に代りて他の君立ち、皇系の變ることあるのみならず、其の國體をすら更ふるものあれど、我が國にては、憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある如く、過去を通じ、未來永遠に亘りて、皇系及び國體に變動を生ずることなし。我が國體が、世界萬國に秀でゝめてたきは、是の故なり。

大日本帝國の生命は、實に此の尊嚴なる國體に在り。我が國體の美を失へば、大日本帝國は即ち既に亡びたるものなり。されば、之を尊重して、天壤無窮に完からしむるは、我が國民の最も重大なる務なりとす。

第二十一課 忠君

大日本帝國は、上に萬世一系の皇室あり、下には建國以來、子々孫々相承けて、此の皇室に仕へ奉れ

る臣民あり、上下心を一にして以て今日の盛運を致せり。そもそも我が臣民は、皇統の末流を汲めるものにあらざれば、神孫に隨ひて、此の國土に來りしものゝ子孫なり、尤も此の外に外國より歸化せしものも之なきにあらざれども、其の數少きのみならず、既に我が國俗に同化せられて、今は他の二族に異なることなし。されば、畏れ多くも我が皇室は一般臣民の大宗家におはしまして、臣民は互に骨肉同胞の關係を保てるものなり。この故に、御歴代の天皇が臣民を愛撫し給ふことは、恰

も父母が我が子を愛するに異ならず、臣民は又皇室を吾等の大宗家とあがめ奉り、親に事ふるの心を以て之に仕へ奉れり。其の君臣の間、情誼の厚きこと、世界何れの國に於てかよく其の比を見るべき。斯くて、忠君の精神は、自然に我が臣民に具はるところの天性なりと謂ふべし。

君に忠を盡すの道は、誠意を以て臣民の禮を盡し、又其の尊嚴を擁護するを第一とす。故に我が皇室に不敬を加へ、又其の尊嚴をけがすものあるときは、力を盡して之を排除せざるべからず。其

忠孝一本

の他、日常我が務を勵み、徳を研くは、國家の富強を圖り、國光を輝かし、皇威を揚ぐる所以にして、亦忠君に外ならず。

忠と孝とは、我が道徳の根本にして、此の二者は、詮じつむれば一に歸す。古來これを忠孝一本といふ。吾等日本人は、よく此の忠孝一本の義を辨へて、我が皇室に對し、誠意を盡す所なからべからず。

今や朝鮮は我が帝國の一部となり、而して其の人民は吾等と同じく帝國の臣民となれり。され

ば吾等は同國人として彼等を待遇し、決して之を輕蔑するが如きことあるべからず。彼等を善導して、共々に忠良の臣民たらしむるは、吾等が國家に對して盡すべき務なりと謂ふべし。

第二十二課 愛國

愛國心

人誰か我が故郷を愛せざらん。寒村僻地より移住して、繁華なる都會に住みなるゝ人も、花の晨、月の夕には、故郷の風物の思ひ出でらるゝものなり。蓋し故郷を懷ひ、本國を慕ふは、人情の常にし

國民の義務

て、各國人皆然らざるはなし。然らば則ち數千年來、子孫相承けて、尊嚴なる皇室の下に、太平を樂み來れる我が國民が、此の國を思ひ此の國を愛するは、當然の事といふべし。

殊に吾等は、國民の義務として、國家を愛せざるべからず。國家は、國民の安寧幸福を保つを目的とするものなれば、國家の盛衰は、直に國民の安寧幸福に關係を及ぼすや必せり。我が國は、皇室の御威光と國民の忠勇によりて、古來外國の侮を受けたることなしと雖も、世界の歴史を案ずるに、

獨立を奪はれたる國にありては、老弱男女を問はず、敵國の奴隸同様になりて、生殺與奪の權すべて彼が手に歸せざるはなし。『國破レテ山河アリ更を讀んで此に到れば、誰か一掬の涙をそゝがざらんや。されば、國家の爲には、我が一命を擲ちても、飽くまで其の獨立を維持せざるべからず。

愛國の務を盡すには、よく其の義を辨ふるを要す、然らざれば、勞して功なきのみならず、却つて害を生ずることあるべし。そもそも愛國とは、必ずしも武器をとりて敵國と戰ふのみをいふにあら

如きを愛何か盡國にすのし

す、鋤鋤をとりて田野に耕すも愛國なれば、算盤をはじきて商賣するも愛國なり。工藝に身を委ねるも愛國なり。家事に出精するも愛國なり。學を修め業を習ふも愛國なり。然れども、尋常一樣に之を爲すのみにては、未だ愛國といふべからず、誠意誠心、其の業務をはげみ、自己の爲よりも先づ國家の爲を思ふもの、之を愛國と稱すべきなり。而して愛國はやがて忠君なり。此の兩者は畢竟一にして二ならず。

君愛國と忠

第二十三課 遵法

勅語

勅語に『常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ』とあり。國憲とは國のなりたちを定めたる憲法にして、國法とは政府より發布する所の種々の法律命令をいふ。謹んで案するに、我が憲法は、今上天皇陛下が、皇祖皇宗の遺訓に基づき、國運を進めて、吾等臣民及び其の子孫の幸福を圖らんが爲に制定し給ひし大典にして、其の尊重すべきは言ふまでもなし。又時々政府より發布するところの法律命令も、人民の生命財産名譽を保護し、國家の安寧秩序

憲法

法律命令

を保つに必要なるものなれば、何人も常によく之を守りて、國家の繁榮を圖らざるべからず。たとひ己れの意に合はずとも、法令に背くは即ち國家に對して罪を負ふものなり。

國法を守るには、國法を知らざるべからず。固より法令には種々様々のものあれば、一々之を知るは困難なれども、少くとも我が身に直接の關係あるものは、其の大要に通せざるべからず。然らざれば、知らずして爲したる事が、偶々法に觸れ、圖らずも罪を犯すことあるべし。裁判官は、人の心術

を酌量し、法を知らざるの故を以て、其の罪をゆるすものにあらず。

法令は、よく其の趣意のあるところを考へ、之に従ふは國民の義務なることを自覺して、心底より之を守らざるべからず。刑罰を畏れて表面のみ之を守るは、未だ遵法の務を完うするものといふべからず。若しそれ、法に觸れざる以上は、如何なる事を爲すも不可なしと考へ、巧に法律をくゞり、惡事を爲して憚らざるものゝ如きは、實に道徳上の大罪人といふべし。

國法の重んずべき所以を知らば、學生たるもの、學校の規則に遵はざるべからざること、自ら明瞭なるべし。

第二十四課 義 勇

要軍備の必

國家の獨立を維持し、國民の安寧を保たんには、軍備なかるべからず。殊に今日の如く、國と國との競争激しき時代に在りては、軍備を整ふるは、一日も忽にすべからざる事なり。而して此の軍備たる、國民自ら之に任ずるにあらざれば、誰かまた

兵役の義

之に當るべき。

是れ國民に兵役の義務ある所以なり。

憲法に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」とあり。帝國臣民にして、満十七歳より満四十歳までの男子は、總て兵役に服する義務を有す。即ち常備兵役・後備兵役・補充兵役・國民兵役の何れかに服せざるべからず。是れ國民として國家に盡すべき最も重要な務なりとす。若し臆病にも兵役を免れんとするものあらば、是れ實に不忠不義の甚だしきものにて、日本國民とは

公女子の奉

稱すべからず。

女子は、男子の如く銃剣を執りて、戦鬪に加はること能はざれども、義勇は必ずしも銃剣によりてのみ行はるゝものと限るべからず。婦人の本分たる家政を整理し、家業を勵み、子女の教養を完うし、夫をして内顧の憂なからしめ、又勤儉貯蓄して、恤兵慰問・遺族扶助等に盡し、或は負傷者を介抱するが如きも、亦これ義勇公に奉ずるものといふべし。

勅語

勅語 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤

無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

第五 修徳に關する心得

第二十五課 誠 實

外には如何に容貌を飾るとも、内に汚れたる心ある者は、なほ美しき假面をかぶれる惡魔の如し。また如何に言を巧にし色を令くするも、其の心正しからざれば、人語をなせる禽獸に同じ。是れ皆人を欺き、己れの悪を蔽ふがための手段にして、其の狡猾なること、惡みてもなほ餘りあり。

巧言令色

人若し自ら顧みて、内に恥づる所あるときは、一日も心を安んずること能はず。されば、苟も幸福ならんことを欲するものは、必ずや誠實ならざるべからず。誠實とは、飾らず、偽らず、心に一點の曇なく、内外一致して、言行に表裏なきをいふ。

誠實は、正直に似て、それよりも尙一步進みたるものなり。即ち唯、言行に偽なきのみならず、眞に之を一貫するの熱心ありて、終始かはらざるをいふ。故に誠實なる人は、よく他人を感動せしめ、無我の小兒も之になつき、縁なき人も之を敬ふべし。

孟子が『至誠ニシテ動カザル者ハ未ダ之アラザルナリ』と曰へるは、是の謂なり。

誠實を以て君に仕ふれば忠となり、親に事ふれば孝となり、夫に事ふれば貞となり、朋友に對すれば信となる。何事をなすにも誠實ならざれば、よく之を成就すること能はず。誠實は總て道徳の根本なりといふべし。

心だに誠の道にかなひなば祈らずとても神や
守らん。(古歌)

第二十六課 堪忍

世の中の事は、己れの意の如くならざるが多し。是れ複雑なる社會に於て、免るべからざることなり。されば、己れの意に合はずとて、事毎に不平を鳴らし、怒を洩らさんか、或は人と衝突し、或は思はざる失敗を招き、或は大事をやぶる等、一として善き事なく、隨つて年中心の安らかなる時なからべし。

人は何事にも堪忍が第一なり。人と交際するに假令ひ先方が無禮を加へたりとも、我れよく一

時これを堪忍すれば、禍我が身に及ぼざるのみならず、後に至りて、彼れ必ず其の非を悔い、又我が度量の大なるに感すべし。若し然らずして、一旦の怒に乘じ、賣言葉に對するに買言葉を以てしばてしなく相争ふときは、理非曲直の別立たずして、互にらみ合ふに過ぎざるべし。是れ豈分別あり度量あるものゝ爲すべき事ならんや。徳川家康の遺訓に『堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ勝つことばかり知りて負くることを知らざれば、害其の身に至る』といへり、至言と謂ふべし。

若き時は、血氣盛なるため、動もすれば、熱情に驅られて、輕率なる言動を爲し易きものなれば、諸子は常に之を慎みて、堪忍の徳を養成せざるべからず。

第二十七課 克己

徳を修むるには、己れに克つこと最も肝要なり、而して其の第一は、自己の偏癖を改むるにあり。抑、人の偏癖は、習慣より生ずるものと、天性に出づるものとあり、共に其の根柢深きものなれども、忍

耐して之に克たんことを勉むるときは、遂に之を改むるを得べし。偏癖を其のまゝにして顧みざれば益、增長して、遂に大害をなすに至るものなり。克己の第二は、誘惑に打勝つにあり。誘惑とは、人を誘うて邪道に引き入るゝものをいふ。蓋し衣食住の慾を始めとし、財産の慾、名譽の慾、權勢の慾、娛樂の慾等は人皆これあり。是等の慾は、適當なる範圍に於ては、敢て禁すべきにあらざれども、動もすれば、其の度を過し易きものなれば、吾等は平生注意して、適度を失はざらんことを力めざる

誘惑なる事の危

べからず。然らざれば、時に外部より誘惑の来るありて、吾等をして、邪道によつて此等の慾を充たさしめんとす。若し己れの意志薄弱にして、誘惑に打勝つこと能はず、却つて誘惑の勝つ所とならんか、忽ちにして其の禍を受け、健康を害し、義理に負け、財産を失ひ、名譽を損し、遂に身を亡ぼすに至るべし。

人の誘惑に従ひ易きは、蟻の甘きに就くが如し。看よ、世間多くの人々が、誘惑の爲に欲望を制すること能はずして、身を誤り、名を汚すもの、日々其の

跡を絶たざるを。其の危險なること、實に寒心すべきにあらずや。殊に若き時は、身體の發育に伴うて、體慾の盛なる時期なれば、諸子は是が爲に身を誤らざるやう深く注意せざるべからず。

誘惑に勝つは容易ならず。王陽明が『山中ノ賊ヲ破ルハ易ク心中ノ賊ヲ破ルハ難シ』といひしは名言なり。されど、日常心に邪念邪慾を絶ち、専ら正道に志し、若し誘惑の近づくことあるとき、勇氣を起して之を排除するに力めなば、其の禍害を免れ得べきのみならず、遂には其の乘すべき隙なき

誘惑に勝

に至るべし。

第二十九課 慎 獨

他人の面前にては、品行を慎み、禮儀を正しくし、恰も淑女の如く見ゆる者にても、一たび其の耳目を離るれば、全く別人の如くに變ずることあり。

又表面のみは廉潔を裝うて、人知れず私利私曲を行ふ者なきにあらず。然れども、中庸に『隱レタルヨリ顯ハル、ハナシ』と曰へる如く、總て陰事は顯はれ易きものにて、人の知るまじと思ふ事も、何れ

れ陰事顯は
易し

義慎 獨の意

の處よりか世に洩れて、必ず其の報いを受くるに至るものなり。故に人に對して恥づべき行爲は、内外表裏の別なく、絶對に之を慎むべきなり。

伊勢貞丈曰く『獨りを慎むといふは、人が見るによりて慎む、人が聞くによりて慎むといふ分け隔てなく、人の見ぬ處までも慎み、人の聞かぬ處にても慎むをいふなり。人の見聞に構はず、我一分の慎みなり。惡しき事は必ず顯れ易きものなり。惡事千里を走るとて、遠方までも忽ち知るゝなり。天知る地知るとて、知れずといふことなし』と。

實に此の言の如し。されば、我れ自ら惡しと思ふ事は、人の見聞すると否とに關らず、決して之を行ふべからず。

獨りを慎むとは、惡事を爲さることのみを謂ふにあらず、心を清く正しく持ちて、惡念の起らざる様につとむるも、亦これ獨りを慎むなり。

第二十九課 自重

自暴
自棄

人若し自暴自棄して、己れを重んぜざるときは、遂に何事をも成し得ざるのみならず、不義不徳の

人となりて、世の擅斥を受くるに至るべし。されば、何人も自己の價値を知り、自己の地位を顧みて、自ら侮ることなく、世に處するに、一舉一動を慎みて、威嚴を保つべし、これを自重の徳といふ。

自重心なき女子

は、長者の紹介なくして、輕々しく男子と交り、或は其の贈物を受け、或は之に私信を送り、或は其の無禮なる言動に對して、斷然之を拒絶すること能はずして、遂に貞操を破るに至ることあり、戒めざるべけんや。

如何なる人と雖も、我れに接して、一たび其の氣

自重と自

高き女子なることを知らば、敢て我れを輕蔑するものなかるべし、況や亂暴を加ふるをや。されば、古來貴母と稱せられ、良妻と呼ばれ、淑女とたゞへられたる人は、皆内に自ら重んずる所ありし人なり。之に反して、自ら輕んするものは、他人の侮る所となり、種々の誘惑にあひても、之に打勝つこと能はずして、品性漸く墮落し、遂に救ふべからざる境遇に陥るものなり。自重の徳豈片時も忽にすべけんや。

夫レ人必ズ自ラ侮リ然シテ後ニ人之ヲ侮ル。(孟子)

第三十課 貞操

年若き者、一旦邪道に迷ひ入るときは、駿馬の奔逸するが如く、其の赴く所のいかんを知らず、明智もこれが爲にくらまされ、判断もこれが爲に誤らるゝを常とするのみならず、其の極如何なる不義不徳をも敢てするに至るべし。聞く、犯罪の種類多しと雖も、不正の情慾に原因するもの最も多しと。豈恐れて而して戒めざるべけんや。

女子は男子よりも一層品行を慎まざるべから

因犯
罪の原

命女子の生

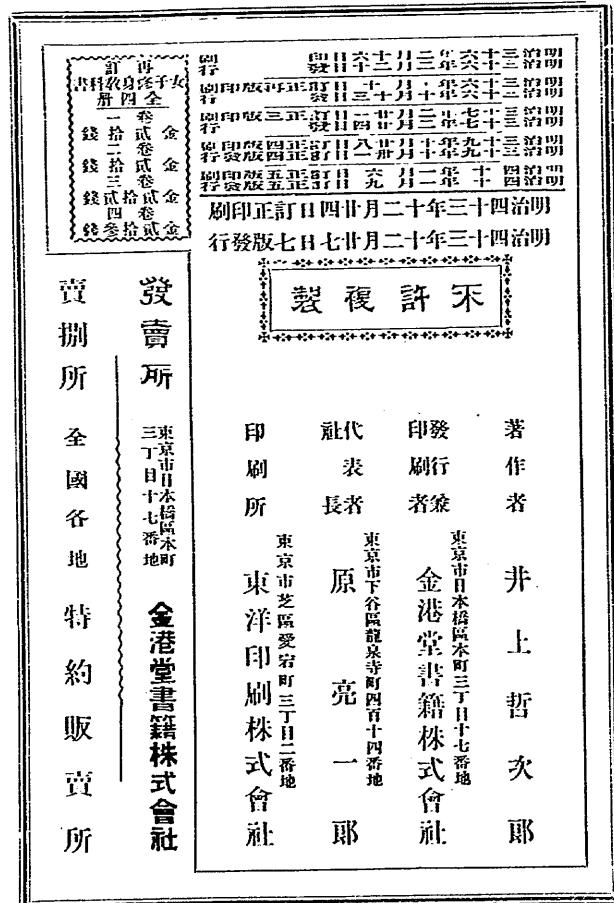
ず。何となれば、貞操は女子の生命にして、これ無ければ、才學如何に秀で、門地如何に高くとも、遂に語るに足らざればなり。若し一朝誘惑に誤られて、貞操を破ることあらんか、獨り我が身に終生癌ゆべからざる瘡痍を被るのみならず、また父母を辱しめ、祖先の名を汚し、不孝これより大なるはなし。

總て事物は、其の初めに於て、之を慎まざるべからず。一たび情慾の奴隸となり、邪道に踏み入るときは、水の低きに就くが如く、其の止まる所を知

らずして、遂に墮落の淵に沈むものなり。されば諸子は、今に於て深く身を慎み、内外の誘惑に打勝ちて、貞操を完うせざるべからず。女子修身の一
大主眼は、實に此にありといふべし。

233

402



K230.1 -24

再訂女子修身教科書 卷二 終

